

臨時休業等の基準一覧

気象警報等	登校園前		在校園中
	解除時刻等	措置	
特別警報	午前0時までに解除になった場合	5校時から始業	直ちに休校とする
	午前0時現在，特別警報発令中の場合	臨時休業	
暴風警報	午前7時までに解除になった場合	平常授業	直ちに休校とする
	午前9時までに解除になった場合	3校時から始業	
	午前11時までに解除になった場合	5校時から始業	
	午前11時現在，警報発表中の場合	臨時休業	
京都市域のいずれかの行政区に震度5弱以上の地震が観測された場合	下校・降園後，午前0時までに発生した場合	翌日を臨時休業	直ちに休校とする
	午前0時以降，登校・園前までに発生した場合	当日を臨時休業	
水災害の避難勧告等が校区内の学区に発令されている場合	暴風警報の基準に準ずる		
土砂災害の避難勧告等が学校所在学区に発令されている場合（土砂災害警戒区域に含まれる学校が該当）	暴風警報の基準に準ずる		

※1 本通知において「避難勧告等」とは、「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」のいずれかが発令された場合をいう。「避難準備・高齢者等避難開始」は含まない。なお，避難勧告等は学区ごとに発令される。

※2 ただし，「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても，避難所開設等により教育活動に支障が生じる場合，校長・園長の判断により臨時休校等の措置を決定する。

※3 幼稚園，高等学校及びスクールバスを利用する小・中・総合支援学校にあつては，校区の広さやバスの運行状況等を勘案し，この表の区分を適宜広げても差し支えない。